

船舶事故調査報告書

平成25年7月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年6月8日 08時50分ごろ～11時30分ごろの間）
発生場所	不明（青森県むつ市大畑漁港南東方沖～むつ市所在の関根港第2西防波堤灯台から真方位277°700m付近の間）
事故調査の経過	平成24年6月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 久美丸、0.4トン AM3-34909（漁船登録番号）、個人所有 4.77m(Lr)×1.51m×0.60m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、昭和63年4月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成元年8月21日 免許証交付日 平成21年1月8日 （平成26年8月20日まで有効） 同乗者 男性 58歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	推進器翼欠損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者を乗せ、カレイなどの一本釣りのために大畑漁港南東方2.5海里付近の漁場に向かい、平成24年6月8日08時50分ごろ水深12～15mの漁場に到着して釣りを行ったものの、釣果がなかったため、船長が中央部に設置された操舵スタンドの後方に立って操船に当たり、同乗者が船尾部に座り、漁場を探して南方に約10km/hの速力で航行中、沖からのうねりを受けて動揺し、船長及び同乗者が落水した。 本船は、関根港第2西防波堤灯台から真方位277°700m付近の砂浜に船首を西に向けて乗り揚げ、地域住民は、エンジンが運転中

	<p>の乗り揚げた本船を発見し、11時30分ごろ地元の関根浜漁業協同組合に連絡を行い、同漁業協同組合は青森海上保安部に救助要請を行った。</p> <p>同乗者は、落水後、自力で陸に上がったが、船長は、12時30分ごろ本船が乗り揚げた場所から100～200mの沖で浮いているところを捜索中の地元消防団員に発見され、砂浜に引き上げられてそれぞれ病院に搬送されたが、船長の死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、6月中旬ごろ地元業者によって廃船処分された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風向 北東、風力 3、視程 約100～200m 海象：波向 東、波高 約2m</p> <p>むつ市には、6月8日05時33分に波浪及び濃霧注意報が発表され、本事故時、両注意報は発表中であった。</p>
その他の事項	<p>関根浜漁業協同組合所属の釣り船等は、本事故当日、何隻か出港していたが、波が高いので釣りなどをやめて帰港していた。</p> <p>同乗者は、乗船中、救命胴衣を着用していたが、船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>沖からの波は、水深が浅い場所では波高、波速及び波長が変化する現象（浅水変形）により、波高が増大する。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、08時50分ごろ大畑漁港南東方の漁場に着いたのち、漁場を探して南進中、沖からのうねりを受けて動揺したことから、船長及び同乗者が落水したが、11時30分ごろ本船が関根港第2西防波堤灯台から真方位277°700m付近の砂浜に乗り揚げているところを発見されたので、この間において、船長及び同乗者が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、大畑漁港南東方の漁場に着いたのち、漁場を探して南進中、沖からのうねりを受けて動揺したため、船長及び同乗者が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出港する際には、最新の気象及び海象の情報を入手すること。 ・ 陸岸付近の浅瀬では、うねりの波高が増大することがあるので、むやみに浅い海域に接近しないこと。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の暴露甲板に乗船している場合、船外への転落に備えて救命胴衣を着用しておくこと。 |
|--|---|